

鈴木玲代議員の学歴公開と当選した議員、町長の学歴公開する町の 基本方針とする陳情

1. 陳情の要旨及び理由

- 一、鈴木玲代町議会議員の最終学歴の公開を証明書をもって求める。
- 二、町議会議員全員、町長含めた三役の最終学歴の公開を証明書をもって求める。
初めに、アメリカの大学は、国の認定大学でなく、州政府ごとに州等が認定した大学となっている。

そこには、入学筆記試験のある正規の4年制大学課程と、正規の短期大学課程と、入学筆記試験のない社会人に開かれた学習の場の非正規課程の大学のコミュニティカレッジ(2年生課程)やオープンカレッジ(2年間登録の学習プログラム課程)という卒業学位記や修了証明書の発行できない、つまり非正規課程の非大学セクター相当で学ぶ学習は学歴とはいえない領域にある。そこで、鈴木玲代議員は、後者に該当する非正規課程の非大学セクターで、2年間の登録機関学習していたのではないかと、疑念を持つことになる。

すなわち、もしそうであるならば、2年生課程修了や4年制大学中退などと記してはならないのである。ここに鈴木玲代議員が学歴の説明責任と証明書開示を議会事務局を介して求めたが、『拒否し弁護士に依頼しました。学歴に関しては弁護士と直接話してください』とされる鈴木玲代議員の回答の不誠意から、陳情することに至ることは、時間も手間もかけることになり、かつ多くの町民が疑念を持つに至っていることは、不信と迷惑そのものである。簡単な話である。鈴木玲代議員本人が公表した学歴を証明するだけの話である。

時系列で話していく。

鈴木玲代議員が、

- ① 平成30年に実施された町議会議員補欠選挙で立候補した際の町の選挙管理委員会に提出した選挙公報誌に記したペパーダイン大学(キリスト系で高い教養能力のある難関大学の一つとして位置づけられている)の最終学歴
- ② 同年補欠選挙無投票当選した際に大磯町議会事務局に提出した履歴書にある大学の最終学歴(情報公開の条例に基づいて入手)

- ③ 同年地元紙のタウンニュースの経歴にある最終学歴
- ④ 令和元年6月第1週目に大磯町内に住む町民住宅の個別ポスト投函等された鈴木玲代議員自らの発行責任者としての事前運動政治チラシに公開した最終学歴、更には
- ⑤ 令和元年6月25日に実施された町議会議員立候補のため町の選挙管理委員会に提出した選挙公報の最終学歴、更に、
- ⑥ 令和元年6月25日神奈川新聞に町議会議員立候補者として公開した最終学歴の表記すべてにおいて、大学の最終学歴の最後の部分が、『終了』であったり、『修了』であったり、『中退』であったり、また『大学在学後外資系保険会社勤務』であったりと、おかしい最終学歴の結末表記であったりと、どれが事実なのか?町民としては、わからない中、町議会議員選挙が実施されたのである。

公の議員に立候補、また正式な議員になったからには、最終学歴の公開と、本当に正規の4年制大学課程(後に中退となっている)で学んでいたかの確認のために、正規4年制大学課程で何単位修得したか含めたその単位習得証明書と正規課程(非正規課程でないもの)の修了証明書の公開を求める。

大学の学び舎には、正規4年制大学課程と4年生課程ではないまた正規の2年生短期大学課程でもない、非大学セクター相当の扱いの形だけ(学位や修了証明書の発行されない)の学生である非正規課程のオープンカレッジ相当の聴講生や科目等履修生扱い所属等があり、非正規課程の大学での学習は、修めるほうの修了でなく、非正規課程の学習の終了(登録期間終了や終焉の終)であり、もし鈴木玲代議員の学習歴が『終了の終』のほうであるならば、それは正規課程の4年制大学でもなく、大学中退とは全くいえないし、また大学中退という表記はしてはいけない。

大学中退という表記公開は、正規課程の4年制大学で学習していたということである。もし4年制大学を中退していると鈴木玲代議員が主張するならば正規課程の4年制大学で学んでいたという証拠の単位習得証明書、また2年課程の正規課程のごとく終了とか修了とも主張する記載もあるので、その終了証明書、修了証明書も公開していただきたい。

もし、2年制課程修了であるならば、その場合も大学中退表記は、学歴詐称に該当すると考えられる。そもそも、大学とは、4年制の大学のことをいう。

2年制大学(短期大学)は、アメリカ州政府にしても、日本の文科省においても、設置機関が4年制大学とは異なるので短期大学部の卒業であったり、修了ないし短期大学部中退となるのである。付け加えて、2年制過程(参考資料のタウンニュースの

経歴書には課程でなく過程という表記となっている)というのは、州政府等が認可した2年制の入学筆記試験を受けて合格した正規学生向けの短期大学部とは異なり、入学試験がなく実質書類審査のもと、正規課程の学生たちと一緒に参加学習できる非大学セクターの2年制過程とか2年制課程(参考資料補欠選挙時の公報誌記載のもの)とは別物である。

鈴木玲代議員は、別の経歴書(参考資料の神奈川新聞の立候補時の公開した経歴紙面等)時には、4年制大学の中退表記しているが、4年制大学とは、まったく違うといえよう。つまり、大学中退という表記は、4年制大学に正規課程の学生として学修した事実と途中挫折して大学をやめていくときに表現するのが中退という正しい使い分けである。

どちらにしても、入学筆記試験をクリアしての正規大学入学の正規課程の学習であったのか、あるいは入学筆記試験の実質ない書類審査だけの非大学セクター相当所属の非正規課程の学生として学習していたかの、どちらかである。

しかしながら、鈴木玲代議員は、当初の学歴公開時、ペパーダイン大学2年制課程や過程と言葉を濁して終了と表記していたので、おそらく正規課程の学生ではなく、非大学セクター相当の誰でも入学できる入学筆記試験もない実質書類審査だけで学べる日本でいうオープンカレッジ、アメリカでいうところのアメリカ人を中心(一部日本人含む外国人にも門戸が開かれている)に学ぶ機会を提供するために設置された社会人再教育のために公開された非大学セクター(一部日本人含む外国人にも門戸が開かれている非大学セクター)相当と位置づけられる入学試験のないよく表現してもコミュニティカレッジ、あるいはオープンカレッジ程度の非正規課程の学籍終了ではないかと、考えられる。

つまり、正式な学生の修めるほうの修了でなく、単位すべて取得した、しないに関係なく、オープン学習期間2年間の登録期間において学習したという、誰でも入学ができ、登録学習期間2年間経過すれば、誰でも単位取得しようが、しまい、終了扱いとなる形だけの学生(非正規の学生)であったのではないかと考えられる。そうは疑いたくないが、だから、明らかにしてもらいたいのである。

たとえ、30年前の学歴であっても、アメリカ州政府に認められた、しかも難関大学としても、歴史もある有名大学であるわけだから、30年前の正規課程の学生として学修したならば、単位習得証明書並びに2年間の修了証明書は、間違いなく記録として残っており、大学が発行証明できるはずなのである。

また4年制大学中退したという、4年制大学の正規課程の学生として、学んだとするならば、習得した単位習得証明書や正規学生としての在籍証明書も、有名な権威ある大学であるから発行できるはずである。

ただし、繰り返しのなるが、非正規課程の社会人に向けた再教育オープンカレッジ的な非大学セクター相当所属の大学登録期間2年間の学習ならば、大学正規課程の大学の学習ではないので、単位習得証明書や終了等の証明書の記録は、残されていないこともあり得る。

その場合、大学中退という公表した学歴は、虚偽に抵触すると考えられる。

再び繰り返すが、ペパーダイン大学内に設置された非大学セクター相当部門の非正規課程(聴講生や科目等履修生等)学生向けのオープンカレッジ相当の2年制課程=2年間学習登録期間において正規課程の学生と同じ学習科目を同じ教室で学べるだけであったのではないか。

もしそうであれば、単なる非正規課程の大学セクターの『終了』表記が正しく、だとすれば、修めるという学歴の修了の表記はしてはならず、もしそれをあえて表記公開していたなら、大問題といえる。修了の修というのは、正規の学生扱いされているので、大学の最終学歴として公開することは問題ない。

しかし、それが非正規学生課程の非大学セクター相当所属機関の学生として登録した2年間を修了要件の単位すべてを取得したとしても、それは修了表記ではなく、また修了表記はしてはならないのである。非大学セクター相当所属の学生であったならば、その学習の場合、終了という表記になるのである。

ただし、それは学歴とは言えないので、立候補するとき、選挙時においても、いくら終了の終の学びのほうは事実であったとしても、大学終了と学歴表記してはならないのである。何故ならば、最終学歴には値しないからである。それを町民の有権者に最終学歴として公表すれば、誤解を招くことになるのである。

それが、高度なに入學筆記試験をクリアした学生が学ぶ正規大学であり、入學筆記試験が実質ない非大学セクター扱い相当の非正規学生との違いである。そもそも、ペパーダイン大学に、2年制の正規課程は、存在しないと考えられる。

もし、非正規課程の入學筆記試験もないよく言ってコミュニティカレッジ相当、または非大学セクター相当のオープンカレッジ2年制課程終了の所属学生だったな

らば、それは非正規課程のオープン学生相当の学習といえ、学位記を取得出来るとか、2年制課程の修了が正式に修められたという学位記の修了証明書のある学位記取得には全く該当することはないのである。終了とは、正規の学生でない証であることは間違いない。

そのケースの場合、鈴木玲代議員の最終学歴は、公の選挙に立候補するとき、高校卒業の高卒表記としなければならないのである。もし強く鈴木玲代議員が主張されて、正規学生としての修了である！とされるのであれば、それを学位記証明書をもって、広く有権者の町民に公開してもらいたい。

町議会議員選挙において、町民が誰に投票するかの一つの判断材料にもなる最終学歴は、高卒に対し、アメリカ難関大学の一つ(日本の大学で例えれば、同じキリスト系大学の高い上智大学の相当、あるいは早稲田大学入学相当試験クリアするだけの教養のあるのが、このペパーダイン大学)と高く評価されている有名大学の4年制大学正規課程の大学中退とは、高卒とは大きな学力の違いがあると町民は判断するのである。

このアメリカの4年制大学で正式に入学する場合、ペパーダイン大学という難易度のかかなり高い教養試験をパスしなければ入学できない。かつ米国アメリカの大学の中でも、入学金、学費等は群を抜き高所得者向けの学生が学ぶ大学として知られた全寮制の有名キリスト系私立大学である。正規の試験をクリアした学生には、当然のことながら正規学生としての身分証明書が発行される。

一方、非大学セクター相当所属の非正規課程の学生たちには、正規学生とはっきり違う非正規学生として記された身分証明書が発行されていると考えられる。これは日本の大学でも同じように、その学生の区分を分けて身分証明書が発行されている。町議会議員選挙において、有権者は立候補した者に対して、この候補者は、どれくらいの教養能力や専門能力があるかの一つの目安として学歴も重要な投票するかの決め手の一手となるのである。

過去には、衆議院議員であった古賀潤一郎氏が、ペパーダイン大学を卒業したとして選挙時公開していたが、実際は、中退と判明し公職選挙法に抵触するとして議員辞職し、書類送検されたことがあった。

町の自治基本条例のポイントにもあるように、町民には知る権利があり情報を共有を推進すると記されている(平成23年9月1日施行大磯町自治基本条例制定記念

号の冊子)。

鈴木玲代議員本人が公開、主張した最終学歴に、有権者から疑念を持たれることなく、しっかりと説明責任するのが町議会議員にその責務があるといえよう。しかし、鈴木玲代議員は、令和元年6月13日午前11時03分に私(野中)の携帯電話に電話があり、最終学歴に関しては、私からは、これ以上お答えできないので、私(鈴木議員)の依頼した顧問弁護士と直接話していただけますか回答され、話にならないため、ここに陳情するに至った。なぜ、弁護士が中に入らないといけないのか。ますます疑問を感じたのである。

時系列の話に戻り、令和元年6月に実施された町の町議会議員選挙公報の学歴含む届け出を鈴木議員は、6月15日締め切りを過ぎて、6月18日選挙管理委員会に提出している。その時の最終学歴欄には、ペパーダイン大学在学後外資系保険会社勤務と記載している。その後6月26日発刊の神奈川新聞の町議会議員立候補者の最終学歴には、ペパーダイン大学中退と公開していた。

その神奈川新聞に6月26日紙面で候補者経歴を公開するにあたり、候補者の経歴含む調査書資料を鈴木議員が神奈川新聞記者に提出したのは、記者が候補者調査資料まとめる関係で、経歴の締め切り日は、6月12日であったので、それ以前に鈴木玲代議員は、神奈川新聞の記者に提出したと思われるので、学歴を選挙公報のように修正は出来なかったと思われる。

一方、選挙管理委員会に6月18日に提出した選挙公報原版にある最終学歴は、6月18日時点で閲覧することは出来ないが、私が6月12日の午後、鈴木議員に議会事務局を介して学歴の確認について回答していただきたいと問い合わせたところ、同日6月12日夕方鈴木玲代議員から私の携帯電話に電話(着信履歴)があり、『30年前の学歴だから学んだ記録や修了証明書は大学には残っていないと思いますが、努力してみます』とだけ電話があった。

その電話の際、私(野中)は正規の学生だったのか?非正規の学生だったのか?の所属部と単位証明、修了されたといわれているので修了証明書も見せてくださいと話、その時の電話は3分くらいで終わった。期待して待っていたところ、翌日の6月13日午前に再度私の携帯に鈴木玲代議員から電話があったが、ここでは後述する。

話は前述に戻り、6月12日以降、鈴木玲代議員は弁護士と話し合っ最終学歴表記を修正されたのかは不明だが、おかしい学歴表記であるペパーダイン大学在学後

外資系保険会社勤務と、おかしな学歴表記の日本語になっていたのである。こんな最終学歴の大学と勤務する会社とを一緒にくっつけた日本語表現は、日本語文法としても理解できないのである。

求めていることは、すごく簡単な話であり、最終学歴の公開であり、大学がたとえ外国であっても、歴史ある有名大学であるから、正規課程の学生であったならば、簡単に証明書などは発行できるものである。非正規の学生の場合、単位修得証明書も残っていないと考えられる。変に学歴に関しては、弁護士に電話され話してくださいと不信を抱かされるから、更に真実を明らかにしてもらうために追及せざるを得ないわけである。

その確認をお願いしているだけで、これ以上、疑いがかからないよう、しっかり説明責任を自ら証明書ともどもしていただきたい。決して、悪意持って鈴木玲代議員を落とし込むための陳情ではなく、ただ単に疑念があったので素朴に質問しただけであって、私にとっては、何のメリットもないのである。

鈴木玲代議員から、6月13日、昨日に続き二回目の電話の回答が私の携帯電話にあった。すると、『学歴の話は、私(鈴木議員)の依頼する弁護士と直接話してください、私は答えられません』と不誠実な回答をされるため、ここに議会陳情とした。

求めていることは、簡単な話である。学歴の証明だけのことである。

堂々と、正規の4年制大学の学生であり、その最終学歴は大学中退した、あるいは修了したと、堂々と公開していただき、今後の議員活動に期待していただきたいが、もし大学の学歴を詐称していたり、または鈴木玲代議員の知識、解釈不足として表記の誤りを認め訂正されるのであれば、これは選挙において、結果的に有権者を欺く行為となるので、議員辞職を考えていただきたい。公職選挙法に抵触すると考えられる。

付け加えて、もし鈴木議員が、正規大学のかつ正規課程の学生としての単位修得証明書と修了証明書を有権者である町民に対して提出及び公開を拒み、かつ説明責任が町民にされずまま、議員活動をし続けしたならば、これは今後の選挙立候補時、誰もが同じように学位記証明書等提出並びに情報公開することもなく、国内外の有名大学卒業したと偽り立候補し当選することもでき、そのままその学位記等の証明書は有権者である町民にも報道機関にも公開しなくてもよいとなると、これは大磯町町政の恥さらしにも繋がりがねない。

また報道機関も報道する前に、事前に学歴の確認を怠って続けてきたことは、怠慢と言わざるを得ない。こういった不正や疑念を抱かせるようなことが二度とな
いように、当選した議員や町長などの特別職に就任した者は、最終学歴の公開をし
ていくべきであり、町の基本方針にしていくことを求める。

2. 陳情事項

- (1) 鈴木玲代議員は、一部公開紙面等において、大学中退と公開しているので、その最終学歴の4年制大学正規課程の正式な単位修得証明書を公開すること。
*非正規課程で修得した単位証明は、証明にならない。コピー書面不可、電信、ネット書面等不可、発行学部責任者の実署名等が確認できる正式な修了証明書出なければ、認められない。
- (2) 鈴木玲代議員の大学正規課程の2年生課程修了要件の単位すべて取得したというその学位記の修了証明書を公開すること。*コピー書面不可、電信、ネット書面等不可、発行学部責任者の実署名等が確認できる正式な修了証明書出なければ、認められない。
- (3) 町議、町長に当選した者は、^{学位等証明書をもって}最終学歴の公開を町民と報道機関にすること。
- 以上、

令和元年7月29日

大磯町議会 議長
高橋 英俊 様

住所 大磯町東小磯 200-1-316
町民代表・野中幸市
電話 090-1882-7111

